

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18、19 条)

| | 感染症の種類 | 出席停止の期間の基準 |
|-----|--|--|
| 第一種 | エボラ出血熱 クミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体が コロナウイルス属SARSコロナウィルス であるものに限る。) 中東呼吸器症候群(病原体がベータ コロナウィルス属MERSコロナウィルス であるものに限る。) 特定鳥インフルエンザ(感染症の予 防及び感染症患者に対する医療に 関する法律(平成十年法律第百十四 号)第六条第三項第六号に規定 する特定鳥インフルエンザをいう。) 新型コロナウイルス感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ(特定鳥インフル ンザ及び新型インフルエンザを除く。) | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経 過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な 抗菌薬療法による治療が終了するまで |
| | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した 後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるま で |
| | 風しん | 発しんが消失するまで |
| | 水痘 | 全ての発しんがかさぶたになるまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで |
| 第三種 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで |
| | コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など | 病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで |